



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名  **丸文株式会社**  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 敬 司  
本社所在地 東京都中央区日本橋大伝馬町 8 番 1 号  
(コード番号 7537 東証第一部)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」の議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)およびその関係法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条(機関)を新設するものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法施行規則第 94 条第 1 項等の規定に従い、株主総会に関する情報をより迅速かつ効率的に開示できるよう、第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、第 36 条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。
- (6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社に必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条(条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12(条文省略) 13. 前各号に<u>関連</u>する一切の業務</p> <p>第3条(条文省略) (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条(条文省略) (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>100,000,000株</u>とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> (新設)</p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株</u>とする。 (単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、<u>1単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)について株券を発行しない。</u> (名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第1条(現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～12(現行どおり) 13. 前各号に<u>付帯</u>する一切の業務</p> <p>第3条(現行どおり) (機関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条(現行どおり) (発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、1億株</u>とする。 (自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (株券の発行) 第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (単元株式数) 第9条 当社の<u>単元株式数は、100株</u>とする。 (単元未満株券の不発行) 第10条 当社は、<u>第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> (株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)  <u>第10条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱要領およびその手数料については、定款の定めによるほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)  <u>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。</u></p>	
<p>(招集)  <u>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。</u>  (新設)</p>	<p>(招集)  <u>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>  (定時株主総会の基準日)</p>
<p>(招集権者および議長)  <u>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>  (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  (招集権者および議長)  <u>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同上の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、当会社に10年間保存する。</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>2 代表取締役は、当社を代表し、取締役会の決議に基づき、当社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議により、取締役社長を1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)  <u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、<u>その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役社長あるいはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>  (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)  <u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集手続)  <u>第22条</u> (条文省略)  2 前項の招集通知は、取締役および監査役の全員の同意を得た場合は、これを省略することができる。</p>	<p>2 <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>  (取締役会の招集通知)</p>
<p>(取締役会の決議の方法)  <u>第23条</u> 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。</u>  (新設)</p>	<p><u>第24条</u> (現行どおり)  2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>  (削除)</p>
<p>(取締役会の議事録)  <u>第24条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名し、当会社に10年間保存する。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)  <u>第25条</u> 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u>  (削除)</p>
<p>(取締役会規則)  <u>第25条</u> 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)  <u>第26条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(取締役会規則)  <u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)  <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(相談役および顧問の委嘱)  <u>第27条</u> (条文省略)  <u>第28条</u> (条文省略)  (監査役を選任)  <u>第29条</u> (条文省略)  2 監査役を選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(相談役、顧問)  <u>第28条</u> (現行どおり)  <u>第29条</u> (現行どおり)  (選任方法)  <u>第30条</u> (現行どおり)  2 監査役を選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第31条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集手続) 第32条 (条文省略) 2 前項の招集通知は、監査役全員の同意を得た場合は、これを省略することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名し、当会社に10年間保存する。</p> <p>(監査役会規則) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第36条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 (新設)</p> <p>(営業年度および決算期) 第37条 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第38条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</p>	<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 (現行どおり) 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規則) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当の基準日) 第38条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)</u>を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>当社の利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の利益配当金および中間配当金には利息を付けない。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>

以 上